

利用約款

約款の適用

第1条 オークモントゴルフクラブを利用される方(会員・非会員を問わず)は、当クラブ会則、細則等による他、本約款に従ってご利用いただくこととします。

利用契約の成立

第2条 1. 当クラブにおいてプレーされる方は、当日フロントで所定の用紙に署名して下さい。これにより、当クラブは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。
2. ゲストは会員の同伴または紹介によってのみ当施設をご利用いただけます。紹介会員は、ゲストの費用並びに行為について責任を持っていただきますので、当クラブの会則、細則の他、本利用約款の内容を事前に詳しくお伝えおき下さい。

利用の申込み、予約金、違約金等

第3条 プレーの予約申込み、予約金、違約金等については、当クラブ所定の規程に従っていただきます。

利用の拒絶

第4条 クラブは次の場合には施設の利用並びに利用の継続をおことわりすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき
2. ゲストについては、メンバーの同伴又は紹介等がないとき
3. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
4. ゴルフ規則及びエチケットに著しく違反する言動があったとき、又は他の会員やプレーヤーとの友好を損う言動があり、注意しても改めないとき
5. 暴力組織関係者である事が判明したとき
6. その他当クラブが定める会則、細則、約款等に違反するなど当クラブの施設を利用されることが好ましくない事由があるとき

休業日・開場時間

第5条 当クラブの休業日と開場時間は別に定めるところによりますが、臨時的に変更することもあります。

高価品

第6条 金銭その他高価品については、フロントにお預けいただかない限り、当クラブは一切の責任を負いません。お預り品は、預り証(貸金庫の鍵)の持参人に預り証と引き換えにお返しいたします。預り証を紛失した場合は、直ちに届出て下さい。

携帯品・自動車

第7条 携帯品及び駐車中の自動車について、盗難、毀損等事故が生じた場合も、当クラブはその責任を負いません。

ロッカー

第8条 ロッカー内の諸物品に事故が発生した場合は、当クラブはその責任を負いませんので高価品はフロントにお預け下さい。

プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守

第9条 ゴルフは時によりたいへん危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディーのアドバイスの如何にかかわらず、全て自己の責任でプレーをしていただきます。

素振り

第10条 素振りは、ティーマーク内の打席又は指定された場所以外ではなさないで下さい。また、打順以外の方はティーグラウンドに入らないで下さい。

飛距離の確認

第11条 プレーヤーは、打球について全責任を負うこととします。プレーヤーは、キャディーのアドバイス如何にかかわらず、自身の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込むことがないよう打球して下さい。

フォアキャディーの合図

第12条 フォアキャディーの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり、通常の飛距離以外に前進したと判断されたときの合図ですから、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

打者の前方に出ないこと

第13条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対出ないで下さい。

隣接ホールへの打込み

第14条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。
隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して下さい。

退避及び退避所

第15条 先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球をさせるときは、後続組が全員打ち終るまで退避所又は安全な場所に退避して下さい。

ホール・アウト後の退去

第16条 ホール・アウト後は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

雷鳴・地震のあった場合

第17条 1. 雷鳴があった場合は、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。
2. 当クラブは、地震による責任を負いません。地震があった場合は、直ちにプレーを中止し、斜面の崩壊や橋梁その他の工作物の損壊に注意して下さい。

急患

第18条 プレーヤーは、自身の健康状態について常に充分配慮して下さい。急患の場合、できる限りの努力をいたしますが、結果については責任を負うことができません。

火気使用の禁止

第19条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いからは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

違背の場合の責任

第20条 利用者が第9条、第10条、第11条、第12条、第14条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条、第17条に違背し、自ら障害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。

プレー終了後のクラブの確認

第21条 プレーヤーは、プレー終了後、自身のゴルフクラブを点検し、慎重に確認して所定の用紙にサインして下さい。確認後におけるクラブの不足、瑕疵については、当クラブは責任を負いません。

施設に損害を与えた場合

第22条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

施設内への持込品

第23条 施設内に下記のものを持込むことを禁止いたします。

1. 動物等ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 騒音を発するもの

行為の禁止

第24条 施設内で下記の行為は禁止いたします。

1. とばく、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内立入り(特に許可する場合は除く)
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為